

関係機関各位

横浜市 建築局 建築企画課長

横浜市建築基準条例の一部改正について（お知らせ）

日頃から本市建築行政に御協力いただき、ありがとうございます。

令和4年12月28日に横浜市建築基準条例の一部を改正しました。施行日は令和5年1月1日です。改正により、駐車場の一部を駐輪場や荷捌き駐車場として活用するなど、計画の自由度が高まる効果が期待されます。

1. 改正概要

条例第4条の3（用途地域内における敷地の駐車施設）について、以下の改正を行いました。

(1) 対象規模について

改正前	住居の用に供する部分の床面積の合計が <u>1,000 m²</u> を超えるもの
改正後	住居の用に供する部分の床面積の合計が <u>2,000 m²</u> を超えるもの

(2) 駐車台数の基準について

以下の表のとおり、駐車台数確保率を低減しました。

用途地域	【改正前】 駐車台数確保率	【改正後】 駐車台数確保率
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	<u>5/10</u> 以上	<u>3/10</u> 以上
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	<u>4/10</u> 以上	
準工業地域、工業地域	<u>2/10</u> 以上	<u>1/10</u> 以上
近隣商業地域、商業地域		

(3) 住戸の算定方法について

住戸の算定方法は、住戸の規模に関わらず「1住戸を1カウント」としていますが、小規模な住戸（30平方メートル以下）については、「1住戸を1/3カウント」としました。

※改正条例は市報に掲載されております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/jorei/shiho/shiho.html>

※横浜市建築基準条例及び同解説につきましては、下記 URL をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/ki jun jourei/ki jun jourei.html>

2. 施行日

令和5年1月1日

3. お問い合わせ先

横浜市 建築局 建築企画課

Tel : 045-671-2933 Fax : 045-550-3568

E-mail : kc-kjikaku@city.yokohama.jp